



JR東労組仙台

East Japan Railway Workers' Union SENDAI
東日本旅客鉄道労働組合仙台地方本部

発行者: 佐々木克之

編集: 情宣部

2024年2月14日 No.43 東北三地本HP



過半数代表者の選出について考えよう!

過半数
代表者?



②

過半数代表者になる要件は?

(労働基準法施行規則第6条の2に定められています)

- ① 監督または管理の地位にあるものではないこと
- ② 法に規定する協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手などの方法による手続きにより選出された者であること
- ③ 使用者の意向に基づき選出されたものでないこと

◎過半数代表者になれるのは…。

■現場長などの管理職・指定職の方は過半数代表者になることはできません!

■親睦会の幹事などを自動的に選任した場合は無効です!

■会社が過半数代表者を指名したり、選挙・信任投票等、公正な手続きなしに過半数代表者となることはできません!

■会社が立候補を促したり、「この人に投票して欲しい」と斡旋したりなど、会社の意向に基づき選出された場合は法令違反であり、無効です!



NO!!



「●●さんに投票して欲しい」、「分かっているよね?」、「よく考えて投票するように」など

会社から投票内容について依頼や斡旋があれば、コンプライアンス違反です!

管理者など「職場の上司」という立場を通じて行われることも同様に違反です!



※過半数代表者選出について、労働者間で議論することは全く問題ありません。

過半数代表者は労働者間での公平な選出により決められているものであり、使用者の関与を認めるものではありません。また、会社はあくまでも便宜上手続きを行うに過ぎません。

「働く者の立場の代表」を公平・公正に選出し 安全で働きやすい職場をつくりだそう!